

三番瀬再生計画案

9 維持・管理（1）はじめに（138頁）

1）三番瀬の自然を豊かにし、後世に引き継ぐために

三番瀬は、東京湾にわずかに残された貴重な干潟・浅海域で、現在でも東京湾の中では相対的に多様な環境が残され、多くの生き物が生息しています。

（略）

このような三番瀬の現在の自然を損なうことなく保全しながら、「かつての豊かであった自然」をできうるかぎり取り戻し、後世に残していかなければなりません。

2）人が自然を育み、自然が人を育てる「里海」からの始まり

三番瀬の保全・再生は、自然の声に耳をかたむけ、自然の動きを見ながら行う息の長い取組みとなります。

このためには、長期的に多くの主体と幅広い世代が参加しながら、三番瀬の自然を維持・管理していく枠組みが必要です。

（3）目標（140頁）

1）多くの個人や団体が参加できるきっかけづくり

三番瀬を長期的に守り、育てるためには、三番瀬に本来あった自然が再生され、人々が三番瀬を自分たちのふるさとの海として主体的に集い、住民自らが維持・管理をしている地域に根ざしたコミュニティの場所になることが重要です。また、多くの人々が参加できるきっかけづくりも重要です。

三番瀬の保全・再生の過程で、市民、環境団体、漁業者、専門家、行政などの個人や団体が参加し、主体性を保ちながら友好的な協働（パートナーシップ）がなされるような仕組みを作ります。

（4）アクションプラン

1）多くの個人や団体が参加できる機会づくりの検討

三番瀬の保全・再生の過程で、市民、環境団体、漁業者、専門家、行政など多くの個人や団体が参加できるよう、具体的な手がかりとなる機会づくりを進めていきます。きっかけづくりのアイデアとして、次のようなものがあります。今後、実現の可能性と効果などを検討していきます。

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）

第9節 維持・管理

三番瀬は、埋立て等が進み地形や生態系が大きく変化した現在でも、かつての豊かさはありませんが、多様な自然環境が残され、多くの生物が生息しています。

このことから、これらを損なうことなく保全していく必要があるとともに、かつての自然環境の再生に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。これは自然を相手とする息の長い取組となり、長期的に多くの主体と幅広い世代の参加により進めていくことが重要です。

そのため、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、様々な主体による友好的な協働がなされ、三番瀬をふるさとの海として自ら維持・管理するような仕組みの創出を目指します。

三番瀬再生計画案

10 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進（制度的担保・ラムサール条約）

（1）はじめに（144頁）

三番瀬を再生し、保全していくためには、国や県、関係自治体が連携して、市民の参加のもとに、息長く取組んでいくことが必要です。この取組みを支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、計画の作成や保全や利用に関するルール、事業の実施をチェックするための組織の位置づけなどを明確にした条例を作ります。

三番瀬には、ラムサール条約の登録の基準を満たす数の水鳥が渡ってきます。このような豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、ラムサール条約の登録が受けられるよう、その保全の仕組みを考えていくこととします。

（2）再生・保全・利用のための静度について（144頁、147頁）

2）目標

三番瀬の再生・保全・利用の取組みが、県の条例として位置づけられ息長く行われていくようにすることが目標です。

制度には、条例のほか、憲章、要綱といったものがあります。三番瀬の再生・保全・利用の取組みを制度化するには、宣言にとどまる憲章や行政内部の要綱ではなく、議会で議決する条例という形の制度的担保が適当です。

次に、条例の形ですが、県には、すでに自然環境保全条例という条例があり、これを改正するという方法も考えられます。既存条例の改正という方法は、従来の制度の中に三番瀬の再生や保全を取り込んでいくということで、従来の制度との統一がはかれるという良い点もあります。しかし、住民参加により三番瀬の再生・保全・利用に取組んでいこうという今回の取組みの趣旨を生かし、円卓会議での議論の趣旨がよりわかりやすく反映される新条例を提案することとします。

（略）

条例に盛り込むべき内容

目的（三番瀬再生計画案 167 ページ参照）

生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保について規定する。

定義（三番瀬再生計画案 168 ページ参照）

三番瀬、三番瀬等、埋立て及び生物多様性について規定する。

基本理念（三番瀬再生計画案 170 ページ参照）

目指すべき5つの目標と再生、保全及び利用に当たっての4つの方針について規定する。

基本原則（三番瀬再生計画案 173 ページ参照）

県民、漁業者、NPO、来訪者、漁業者以外の事業者及び県の役割について規定する。

再生保全利用計画（三番瀬再生計画案 175 ページ参照）

知事は、三番瀬等の再生、保全及び利用に関する基本的な計画（再生保全利用計画）を定めるとし、その内容、手続き等について規定する。

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）

第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進

三番瀬の再生・保全には、県民、地域住民、漁業関係者、環境保護団体、専門家、国、県、市等の関係者が連携した息の長い取組が必要です。

この取組を支えるために、三番瀬の再生・保全・利用の基本理念、各主体の役割、再生計画・再生事業・三番瀬の保全・利用に関するルール、三番瀬再生会議の設置等を明確にした条例の制定を目指します。

また、三番瀬には、湿地及びその生態系の保護と湿地の賢明な利用を目的とするラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の登録基準を満たす数多くの水鳥が渡ってきます。豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し、既にラムサール条約登録湿地となっている谷津干潟との連携を図りつつ、三番瀬の再生・保全を進めることを目指します。

三番瀬再生計画案

規制（保全）（三番瀬再生計画案 178 ページ参照）

埋立てに当たっての事前手続及び生物多様性を確保するための制限について規定する。

再生保全利用事業（三番瀬再生計画案 177 ページ参照）

知事が、再生保全利用計画に基づく再生保全利用事業を実施するに当たっての連携、事前説明や配慮すべき事項について規定する。

海底の形質の変更に当たっての配慮（三番瀬再生計画案 180 ページ参照）

県が行う海底の形質の変更に当たっての配慮について規定する。

管理（利用）（三番瀬再生計画案 181 ページ参照）

漁業を目的としない利用の方法を定めるに当たっての事前手続について規定する。

（仮称）千葉県三番瀬円卓会議の機能（三番瀬再生計画案 182 ページ参照）

知事の諮問機関として設置する（仮称）千葉県三番瀬円卓会議の機能について規定する。

県民の関心及び理解を深めるための措置等（三番瀬再生計画案 183 ページ参照）

県民の関心及び理解を深めるための措置、調査及び研究、財政上の措置等について規定する。

過料（三番瀬再生計画案 185 ページ参照）

命令違反に対する措置としての過料について規定する。

（3）ラムサール条約への登録促進について

2）目標

三番瀬及び後背湿地は、国際的に重要な湿地であり、ラムサール条約が湿地の賢明な利用を原則としていることから、豊かな生態系を未来の世代にまで残すために、関係者の合意の下で、ラムサール条約への登録を行い、再生・保全・利用を進めることをめざします。

千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）

三番瀬再生計画案

1 1 広 報 (2) 現 状 (150 頁)

円卓会議では、これまでも三番瀬の自然や円卓会議の取組を広く県民にお知らせするために、さまざまな広報に取組んできました。

円卓会議の開催状況などを広くお知らせするために、行政の広報誌を活用するなど、既存のメディアを用いることに加え、インターネットの活用(「千葉県三番瀬ホームページ」の設置)や、広報拠点の設置(「三番瀬コーナー」「千葉県三番瀬サテライトオフィス」)など、新たな広報手段の開発を進めました。

これらの運営にあたっては、市民が主体となり身近なものにするために、市民やNPO・NGOからの情報を取入れた(「千葉県三番瀬ホームページ」でのイベントのお知らせ) 拠点施設の市民による運営(「千葉県三番瀬サテライトオフィス」の設置)に取組みました。

また、より多くの人に三番瀬に対する関心や理解を深めてもらえるよう、説明会や勉強会、シンポジウム等を開催してきました。市民やNPO・NGOが主体となったイベント(「三番瀬フェスタ」)も開催され、延べ1,000名が参加するなど、大きな成果をあげました。

(3) 目 標 (150 頁)

今、なぜ三番瀬の保全・再生なのか。これまでどのような検討が行われてきたのか。そして今後三番瀬はどのような計画で保全・再生が行われるのか。その中で行政や県民は何をしていかなければならないのか。

三番瀬の再生のためには、より多くの人たちに三番瀬のことを知ってもらい、目標を共有しながら地域の人たちに継続的に関わってもらう必要があります。

このため、次のような目標のもと、幅広く継続的に広報し、再生計画を進める大きな力にしていきます。

市民参加を進め、調査や地域の学習に活かしてもらえるようにします。

情報収集と情報公開を進め、わかりやすい情報提供を行います。

教育機関を活用した勉強会や観察会を開催します。

関心が得られるようなインパクトのある広報を行います。

千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(素案)

第 11 節 広 報

これまで、県では三番瀬の自然や円卓会議の取組を幅広く県民に知らせるため、「ちば県民だより」等、既存の広報媒体を使った広報のほか、NPO等の参加や協力を得ながら、新たな広報手段としてインターネットの活用や広報拠点の設置、シンポジウム等の開催等を行ってきました。

三番瀬の再生・保全には息の長い取組が必要であることから、三番瀬の再生への県民や地域住民の関心・理解を深めるとともに、県民参加による三番瀬の再生・保全を進めていくことが重要です。

そのため、地域住民の参加や地域活動の推進、わかりやすい情報や三番瀬を知り、触れ合う機会の提供等に幅広く継続的に取り組み、県民を惹きつける魅力ある広報を目指します。

三番瀬再生計画面案

3 三番瀬の再生の概念

(4) 東京湾全体の自然再生にむけて(46頁)

一方で、流域河川から東京湾に流れ込む汚濁負荷や浚渫窪地など、三番瀬が抱える多くの課題は千葉県のみで解決することは不可能であり、東京湾を取り囲む1都2県、また東京湾に注ぐ河川の流域に位置する自治体および国の省庁が協力し、水行政の広域化を図って、東京湾全体の再生を図るための連携を強化する必要があります。

9 維持管理

(1) はじめに 4) 広域的なネットワークづくり(139頁)

三番瀬の自然を豊かにするためには、東京湾、河川流域全体の現在の状態が改善されなければ、真実の再生にはなりません。この意味からも、東京湾全体、河川流域全体との広域的なネットワークを作り、個人や集団の交流を図りながら、自然再生の目標や情報を共有していくことが必要です。

(3) 目標 3) 広域的なネットワークの確立(140頁)

三番瀬の再生は、三番瀬の海域と周辺の陸域だけでできるものではありません。東京湾全体、河川流域全体がよくならなければ、三番瀬の生物が生まれ、成長し子孫を残していける多様で豊かな自然にはなりません。そのために広域ネットワークづくりを進めていきます。

このような仕組みづくりを通して、森 川 三番瀬 東京湾 外洋という自然の連続の再生は、魚や生き物たちがすみやすい生態系の連続ばかりでなく、関係する地域の人々とのつながりの回復に結びつけていくことが大切です。

第四章 提言

< おわりに >(162頁)

戦後の経済発展とともに東京湾の自然環境は悪化し、三番瀬もその影響を受けてきました。今この流れを変え、自然環境の再生に向けて舵を切る必要があります。私たちが再生計画づくりに取り組んできた三番瀬は、河川流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川からの汚濁負荷がもたらす赤潮・青潮の問題や、東京湾全体でつながっている生態系などのことを考えると、三番瀬の再生は三番瀬における努力のみで実現するものではないのです。それだけに、三番瀬の再生はその周りの再生にもつなげていくための鍵となっていると言えるのです。今後は、東京湾全体やその流域の自然再生に向けた動きの輪を広げ、より大きな力にしていくことを願っています。

千葉県三番瀬再生計画(基本計画)(素案)

第12節 東京湾再生につながる広域的取組

三番瀬は、流入する河川の流域や東京湾を通じて広く陸域と海域の影響を受けています。河川等を通じてもたらされる汚濁負荷は赤潮・青潮の発生原因となっており、東京湾全体の問題となっています。

このことから、三番瀬の再生を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化して取り組むことが必要です。

そのため、関係自治体、地域住民等と交流・連携を深め、これまでの広域的な取組を継続するとともに、これまで以上に主体的な役割を担い、三番瀬の再生から東京湾の再生へつながる広域的な取組を目指します。